

総合整備計画書

(町名) 阿々市 (町村) 阿々町地 (辺境の人口) 人 取扱 (㎢)

1. 農地の状況
 (1) 農地を構成する町又は字の名称
 (2) 農地の中心的位置
 (3) 農地の面積
 点
2. 公共的施設の整備を必要とする事情
 3. 公共的施設の整備計画

令和何年何月何日(令和何年度)で、何年間

		農業用		商業用		住宅用		公共用		一般財源のうち 固定財産のうち 固定財産のうち 固定財産のうち	
施設名	区分	事業者	所有者	施設名	区分	事業者	所有者	施設名	区分	事業者	所有者

記載上の注意

1. 本計画書は、辺境別に記載するものであること。

2. 「2. 公共的施設の整備を必要とする事情」には、辺境の特徴及び住民の日常生活の実状を明記し、施設の整備をはからることが特に必要な事項を記載すること。

3. 「3. 公共的施設の整備計画」には、計画年度内に整備しようとする公共的施設を明記する。施設の種類は、施設の性質により、施設の区分によって定めることとする。施設主が施設所有者と異なる場合は、「特定利用」には、施設の所有者が負担する経費以外の物を、「一般財源」には、当該利用者が負担する経費を記載すること。